

不適正利用対策に関するワーキンググループ（第11回）

令和7年11月4日

【田中利用環境課課長補佐】 皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。少し過ぎましたけれども、不適正利用対策に関するワーキンググループ第11回会合を開催いたします。

このたび、ワーキンググループの事務局を務めます総務省総合通信基盤局利用環境課の課長補佐の田中でございます。

事務局からのウェブ会議による開催上の注意事項については投影をしていただいたかと思うのですけれども、本日の資料については、本体資料として、議事次第と資料11-1から11-3を用意しております。

また、本日は仲上構成員が御欠席となっております。

注意事項は以上でございます。

では、早速ですけれども、議事に入りたいと思います。これ以降の議事進行は、大谷先生にお願いいたします。大谷主査、よろしくお願ひいたします。

【大谷主査】 大谷でございます。

それでは早速、議事に入らせていただきます。

本日の進め方でございますが、まず事務局から御説明をいただきまして、その後、TCA、それからテレコムサービス協会、2団体から御発表、そして質疑応答の後に、皆様との意見交換を行いたいと思います。

それでは、事務局、田中補佐、よろしくお願ひいたします。

【田中利用環境課課長補佐】 それでは、事務局からの発表をさせていただきます。

第7回から第10回の不適正ワーキンググループですけれども、これまで、3つの背景に基づいて、2つの検討項目を御議論いただきました。

背景といたしまして、いわゆる「闇バイト」犯罪の増加、特殊詐欺被害の深刻化、また、不正契約などの犯罪行為の巧妙化、高度化といったものがございまして、携帯電話の本人確認のルール、また、特殊詐欺、闇バイト等対策ということで、これまで4回の議論を経まして、9月に報告書を取りまとめさせていただきました。ありがとうございました。

詐欺被害等の現状でございますけれども、状況は悪化しておりますところでして、令和

6年には、過去最悪と言われておりました2,000億円程度の被害額でしたけれども、令和7年の上半期に入りまして、今、現状で1,000億円を超えているような被害状況でございます。

また、下のグラフにございますのが、証券会社をかたるフィッシングメールに関して、不正アクセス、不正取引というのが報告されておりまして、1月に入って増えておりまして、4月で最も高く2,900億円の不正取引額となっているのですけれども、その後も、下がっているように見えますけれども、依然として、まだ、不正取引というのがあるような状況でして、1月から8月の不正取引額は6,700億円となっております。

また、この表には記載しておりませんけれども、不正アクセスによる不正契約事案に関する報道なども、その後、いくつか出ているような状況でございます。

こういった現在の状況を踏まえまして、当面の検討事項として、御議論いただきたい点が2つございます。

1つが、9月の報告書で取りまとめた内容の本人確認のルールの6つ議論があつたうちの5つ目の上限契約台数についてです。こちら、法制化に当たり検証が必要とされていた事項でございました。報告書の記載は、ここオレンジの吹き出しにあるところでございますけれども、「少なくとも業界ルールの適用状況について検証を行い、さらなる自主的な取組を促進するとともに、必要に応じて、犯罪との因果関係を踏まえながら、何らかのルール化について検討すべきではないか。」となってございました。ですので、こちら、当面の検討事項ということで、中間検証・中間検討をしたいと思っております。

2点目、下にございます闇バイト、特殊詐欺等対策ですけれども、詐欺メール対策として、以前、御議論いただきました。報告書の記載としまして、「一層の対策の効果的な取組の推進が期待される。」となっておりまして、先ほど御説明いたしましたフィッシングメールの被害が増えているというような状況も踏まえまして、総務省より9月1日に要請を行い、9月22日に意見交換を実施したところでございます。こういった要請などを踏まえた詐欺メール対策の報告をしていただきたいと思っております。

今後の検討スケジュールでございますけれども、今日11月4日で上限契約台数の事業者団体のヒアリングをさせていただきまして、21日に上限契約台数に関する論点整理とフィッシングメール対策としまして、事業者の方々から、御発表、報告をいただくような形で考えております。その後にICTサービスの利用環境の整備に関する研究会に12月4日に報告するような形で考えております。

本日の上限契約台数に関する議論の前に、1点、御報告事項がございます。法人の代理権（在籍確認）でございます。報告書の中では、6つある論点のうちの2番目にございました。こちらの中では、所要の規定見直しとして施行規則の改正が必要とされておりましたけれども、それを行うための法改正についても実施する必要があるということでしたので、そのように進めたいと思っております。

ここからが本日の本題になりますけれども、上限契約台数の中間検証・検討ということとして、論点を5つ準備しておりますが、その前に、現在どんな自主的な取組がされていたかというところを、後ほど事業者の方々からも説明があると思いますけれども、簡単におさらいをさせていただければと思っております。

利用者がキャリアショップなどで契約する際に、5台まで契約可能というような形で定めている自主ルールがあるということで、音声SIMについては、下に記載がございます2009年に作られたTCAの業界ルールというものがあります。SMS付きデータSIMというのは、現在、特にルールはありませんが、一部の事業者では自主的に制限を設置していると聞いております。また、SMSなしデータSIMやApple Watchについては特にルールはございません。

こういったことを踏まえまして、論点5つでございますけれども、1つ目については、音声SIMについて、業界ルールの進展状況をどのように評価するか。

2点目については、SMS付きデータSIMについて、業界ルールがない状況をどのように評価するか。

3点目でございますけれども、事業者の業界ルールの取組を最大限後押しするために、役務提供拒否との関係を明確化することは考えられるかです。こちらについては、詳しく御説明いたしますと、電気通信事業法の121条におきまして、電気通信事業者は、正当な理由がなければ、電気通信役務の提供を拒んではならないとされております。こちらの規定との明確化するという観点から、携帯法の第11条がございまして、下に記載しておりますけれども、5つの場合については、電気通信役務の提供を拒むことができるとしてございます。1項にありますように、本人確認に応じない場合ですとか、無断譲渡された場合というのは役務提供拒否ができるという形になっているんですけれども、ここに、例えば複数台の契約に対して役務提供拒否を可能とするというようなことを記載することについてなどのルール化を図ることについて、どのように考えるかというところを議論いただきたいと思っております。

4点目に移りまして、仮に、以上の取組が不足していると認められた場合に、さらなる

ルール化を含む対策の強化についてはどのように考えるか。

5番目ですけれども、そのほか、有効な手だてはあるのかというところで、5つ御議論いただければと思っております。

事務局からは以上です。

【大谷主査】 御説明ありがとうございました。

それでは続きまして、TCA様、御説明お願いいたします。

【TCA（丸山）】 電気通信事業者協会でございます。それでは、当協会の取組につきまして御説明いたします。

携帯電話の上限契約台数に関する当協会の自主基準の取組について御紹介いたします。

当協会での自主基準の取組ですが、音声SIMに関する上限契約台数の設定、及びデータSIMに関する上限契約台数の設定の2つのパートに分けて状況を御説明いたします。

まず、1点目の音声SIMに関する上限契約台数の設定ですが、これは先ほど総務省様の資料でも御紹介ありましたとおり、振り込め詐欺の被害防止対策の取組として、2009年1月にTCAとしての自主基準を策定いたしました。

同一名義での大量不正契約の防止を図るため、自主基準として、個人契約における音声SIMの上限契約回線数を原則5台までに制限する取組を策定したものとなります。

次ページの表示をお願いいたしまして、こちらは2009年1月にTCAとして報道発表を行った内容のページとなり、こちらの3点目になりますが、個人契約の契約回線数の制限による大量不正契約の防止として、原則として、個人契約の契約回線数を5回線までに制限するとの報道発表を行いまして、その後、協会として運用しているものになります。

前ページにお戻り願います。このようにTCAの自主基準の取組として上限契約台数の設定を行い、その後運用しておりますが、仮にお客様から5台を超える御利用の要望があった場合につきましては、お客様の御利用用途やお客様の御事情等を個別に確認をさせていただき、状況によっては例外的に5回線を超える契約を認める等の運用も実施しております。

これらTCAの自主基準に伴う上限契約台数の設定に基づく運用につきましては、お客様から特に苦情等の御指摘は届いておりませんので、現状、適切に運用が行われていると認識をしております。

続きまして、データSIMに関する上限契約台数の設定の件であります。

こちらにつきましては、本ワーキングでの御議論なども踏まえまして、TCAとしてもSMS

付きデータSIMの犯罪悪用問題につきましては、課題として認識をしているところでございます。

データSIMにつきまして、こちらも総務省様の資料で御紹介がありましたけれども、現状、MNO 4社各社にて契約台数制限の運用をそれぞれ独自に実施しているという状況でございます。

データSIMにつきましては、少し上限契約台数のお話からはそれますが、いわゆる本人確認の観点で、携帯電話不正利用防止法の本人確認義務の対象外ではあるものの、原則、音声SIMと同一方法による本人確認を行うという、これもTCAとしての自主的な取組を実施しているところでございます。その上で、今回、上限契約台数の点についても議論となつておりますので、こちらにつきましては、現状、MNO各社で行われています運用も参考しながら、SMS付きデータSIMに関するさらなる自主的取組の在り方につきまして、現在、当協会の中でも検討を行っている状況でございます。

以上、当協会での現状、取組につきましての御紹介となります。ありがとうございました。

【大谷主査】 ありがとうございます。

それでは、この時点で御説明についての質疑応答の時間を取りたいと思います。ただいまの御説明について、御質問ございますでしょうか。チャットで御連絡いただければと思います。

辻構成員から手が挙がっております。御発言お願いします。

【辻構成員】 本資料についてでよろしいんですよね。

【大谷主査】 はい、そのとおりです。

【辻構成員】 自主規制ということですけれども、以前もこちらで、以前のワーキングでお話しさせていただきましたが、実は私自身、5回線以上契約しようとしたことがございまして、そのとき、あるキャリアさんのショップだったんですけども、「5回線以上の契約はできません」とお断りされたんですよね。そうすると、自主規制のお客様の御利用があった場合云々というところの運用はちょっとどうなっているのだろうなと気になつたということですけれども、実際、上限設定するというのは分かります。例えば個人が無限につくるというのは違和感がありますので、それについて上限を設定されるということは分からなくはないんですけど、ただ、5という数字の妥当性に関して、どういう見解で設定されたものなのかなというのは、お聞きしたいところではあります。

私からは以上になります。

【大谷主査】 それでは、TCA様から、御回答をお願いしてよろしいでしょうか。

【TCA（丸山）】 御質問いただきまして、ありがとうございます。

まず、5回線を超える御利用の御要望があったときの対応について御照会いただいているということで、ありがとうございました。

当協会の考え方としましては、例えば生計を共にされる御家族が多い場合ですとか、あるいは、例えば承継等で携帯電話契約を引き継ぐようなケースがある等の御事情がある場合には、5回線との基準によらず、個別の対応等を行っているところではございましたので、実際にそのようなケースがあったとのことで、画一的なご対応になっていたかもしれませんとのこと、大変申し訳ございませんでした。

その上で5回線との考え方については、先ほど御紹介しましたとおり、2009年に自主基準を策定した際に、当時、総務省様あるいは警察庁様からも振り込め詐欺対策との観点で事業者として取り組める点があるかどうかとの御相談をいただいた上で、自主基準の取りまとめ及び運用も開始したところではございますので、5回線との点の明確な基準というのは、なかなかその考え方が難しいところではあるのですが、当時、総務省様、警察庁様とも御相談しながら取り組んできた対応である状況ではございます。

以上です。

【大谷主査】 御回答ありがとうございました。

辻様、いかがでしょうか。

【辻構成員】 見解としては、そういうことであるということは承知いたしました。ただ、やはり、いろいろな家庭、私も家庭の事情で、家族プラス親を入れようとしたら5を超えてしまうというシンプルな理由だったのですけれども、そういった人はほかにいなくもないのかなと思ったので、5という数字は少し注意が必要なのかもなど、ちょっと感想を持っただけです。回答ありがとうございました。

【大谷主査】 ありがとうございました。例外の運用の仕方については、恐らく事業者によって様々で、例外的な運用にかなり厳格な基準をお持ちか、あるいは事務手続の点などで対応がなぜかできなかった例なのかもしれないですけれども、恐らく、データSIMの上限契約台数について検討する際も、こういった例外的な運用をどのようにするのかということも含めて、ある程度考えて、本当に必要とされている方にとって不便ではないような形での自主規制というか、自主基準の取組というのが求められるのではないかという

印象を抱いた次第です。

ほかに御質問ございますでしょうか。

すみません、私から1点、お聞きしてもいいでしょうか。

最初の音声SIMのときに、まだ対応されていない事業者さんがいらっしゃるということで、プレスリリースの中にも、その点について言及いただいていたところですけれども、その後、TCAとして、そういう事業者への御連絡とか、やり取りといったものはどのようなものがあったのかという点を1点教えていただきたいと思います。

それから併せて、現在、データSIMについて御検討されているということですけれども、大体どのくらいをめどに結論を得ようとされているのか、時期的なタイムスケジュールを教えていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

【TCA（丸山）】 御質問いただきまして、ありがとうございます。

まず、音声SIMに関する上限契約台数の設定、2009年1月に発表しました自主基準につきましては、現状、MNO4社の中で申合せもしておりますので、今、自主基準に参加されていないMNOというのはございません。

それからデータSIMに関する、特にSMS付きデータSIMに関するさらなる自主的取組の検討につきましては、現時点、特にスケジュールを決めて議論ができているという状況ではありませんが、スケジュールの見立てにつきましても、今後、業界あるいは事業者の議論の中で、きっちり決めていきたいと思っております。

以上でございます。

【大谷主査】 御回答ありがとうございます。では、スケジュールについても、これから検討していくという、そんな段階にあるということですね。

ほかの構成員の方からは、御質問いかがでしょうか。

大丈夫そうな感じがしておりますので、それでは、TCA様、御説明と、それから質疑応答への御対応ありがとうございました。

【TCA（丸山）】 ありがとうございました。

【大谷主査】 それでは次に、テレコムサービス協会様から御発表いただきたいと思います。

【MVNO委員会（井原）】 MVNO委員会、井原でございます。

それでは、資料11-3にて、MVNOの状況及び協会の考え方について説明させていただきます。

2ページから3ページは協会の概要となりますので、説明は割愛させていただきます。

4ページを御覧ください。こちらはMVNO委員会に参加いただいている企業の一覧です。

MVNOサービスを提供されていない企業もありますが、64社に参加いただいています。

5ページを御覧ください。こちらが本日説明させていただく内容です。3点について説明いたします。

6ページを御覧ください。こちらは、MVNO各社の上限回線数について、11社から回答をいただきしており、そちらの一覧となっております。音声SIMに関しましては、11社中9社が上限5回線以内となっており、データSIMについては、11社中7社が上限5回線以内となっております。音声SIMでの上限6回線以上を提供しているオプテージ及びイオンリテールの2社に対して追加ヒアリングを実施しております、次ページ以降で、その理由とか背景等について説明させていただきます。

7ページを御覧ください。こちらが理由・背景ですけれども、オプテージとイオンリテールの上限を引き上げた理由は、いずれも契約者からの強い要望ということになっております。オプテージでは、家族構成の都合で6回線以上を希望する声が多く、アンケートの結果も踏まえまして、2019年に5回線から10回線へ拡大しております。イオンリテールでは、「シェアプラン」の利用者から、家族で容量を分け合うには5回線では足りないという声が寄せられて、2024年に5回線から8回線へ拡大しております。なお、オプテージは全てのサービスにおいて10回線が上限となっており、イオンリテールは「シェアプラン」のみ、音声SIMが上限8回線となっております。

8ページを御覧ください。こちらは上限回線の規制に関する問題について、先ほどの事業者からの意見となっております。共通して挙がっているポイントが大きく3点ありますので、まとめて説明いたします。

まず第1に、サービス設計の自由度が損なわれる懸念です。例えば、家族でデータ容量分け合う「シェアプラン」のような仕組みは、複数回線を前提としております。もし上限を5回線に固定すると、当社プランの提供が難しくなり、結果として、利用者の選択を狭めるおそれがあります。

第2に、消費者の適正な料金選択が阻害される懸念でございます。例えば、複数回線量をシェアできない場合、必要以上に大容量のプランを選ばざるを得なくなる可能性がありますということです。

第3に、日常生活や事業活動への影響です。近年、タブレットやIoT機器など複数の端

末を持つことが一般的になっておりまして、また、災害時のバックアップ回線を確保したいというニーズもございます。こうした現実的な利用シーンに対応できなくなるということもありまして、利便性が大きく損なわれる可能性があるとされております。

9ページを御覧ください。こちら、参考資料になります。なぜ複数回線を利用するかということの参考として提示させていただいています。イオンリテールの「シェアプラン」は、1つの契約で複数回線を利用するプランということになっています。そして、利用回数が多いほど、1回線当たりの費用が安くなるサービスです。また、1つの契約の中で、個別の回線ごとに利用できる容量の上限を設定できるサービスとなっております。

回線数の上限の見直しも、個別の回線の容量の上限設定も、利用者からの要望により誕生しております。利用者は、事業者が想定していないような便利な使い方をされております。それに事業者が応えていくということは、非常に重要な対応であると考えております。

この両社に言えることですけれども、利用者の声を聞く仕組みがあって、利用者の声に耳を傾けた結果が、上限回線数6回線以上となっているということですので、その点については、ぜひとも御理解いただきますようにお願い申し上げます。

10ページを御覧ください。続きまして、SMS付きデータSIMに関するMVNO委員会の取組でございます。こちらは上限回線数とは異なりますが、業界の独自ルールとして説明させていただきます。

MVNO委員会では、2021年から、音声契約と同様の本人確認を業界自主ルールとして導入させていただいています。現在、25社がこの取組に参加いたいただいていまして、うち9社はSMSなしのデータSIMでも音声と同様の本人確認を実施しております。このような自主的な取組は、不正契約防止に向けた業界全体の責任ある対応として重要であると考えております。

11ページを御覧ください。論点に対してのMVNO委員会の意見でございます。上限台数の制限を設ける業界ルールについては、不正契約があった場合の被害拡大抑止につながる反面、一定程度存在する複数回線契約のニーズに柔軟に応じることができなくなるという懸念がございます。

SMS付きデータSIMについては、本人確認の徹底により不正防止を進めています。協会としては、こうした自主的な取組をさらに広げていくことが重要だと考えております。

最後のページです。こちらも論点に対する意見でございます。

複数台数契約に対する役務提供拒否を可能とするルール化については、事業者の不正対

策の選択肢が増えるために、当協会としては賛同いたします。

しかし、一律の上限契約の台数制限は、IoTの利用拡大など、今後のサービス多様化を阻害する懸念があると考えます。通信やスマートフォンが進化していく中で、今後も様々な使い方が誕生して、利用者からも様々な要望が出てくるかと思います。

2026年4月から施行される本人確認の厳格化により、不正契約・不正利用の抑止は期待されることからも、上限契約の回線数については、規制ではなく、事業者の自主的な取組に委ねていただければと存じます。

最後に、今後も業界全体で不正契約・不正利用防止には積極的に取り組ませていただきます。一方で、利用者の利益を守るためにも、多様なサービスを提供することは必要不可欠だと考えますので、何とぞよろしくお願ひします。

以上でございます。

【大谷主査】 御発表ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、御質問等いただきたいと思います。御質問のある方、チャットへの御記入をお願いいたします。

沢田構成員からのチャットでの御記入、御質問をいただいておりますので、大谷が代読させていただきます。

5回線を超える契約が可能な2社さんは、契約者以外の利用者については、利用者登録が必要ですか。その際に、本人確認はされますか。されない場合、登録された方以外が利用することを防ぐ方法を何か取られていますかという御質問をいたしております。

それから、星構成員からも御質問のメッセージをいただいておりますので、まず一旦、星構成員の御質問もお聞きした上で、沢田構成員と星構成員の御質問に、まとめて回答いただくようにしたいと思います。

それでは星先生、よろしくお願ひします。

【星構成員】 ありがとうございます。都立大学の星と申します。

利用者様へのサービス提供というところと犯罪抑止というバランスの中で、いろいろなお取組をいただいているということで、感謝申し上げたいと思います。

事業者様の自主的な取組ということになっているわけですが、6ページの表にある回線の上限数というのは、一切、例外を認めないと、そういう意味では厳格なスタンスをとつていらっしゃるのかなということを確認させていただきたい。あくまでも自主的なお取組ですので、正当な理由がある場合に、5回線以上あるいは10回線以上提供すること

自体も、現行法では別に禁止されているわけでもないですし、事業者様のお取組としても、正当な理由があるのであれば、それはそれで認められる余地は十分あるのかなと思ったんですけど、その辺りのところ、委員会様の御見解といいますか、御方針があるのであれば確認をさせていただきたいというのが私からの質問の趣旨でございます。よろしくお願ひいたします。

【大谷主査】 それでは、MVNO委員会様、よろしくお願ひします。

【MVNO委員会（井原）】 MVNO委員会、井原です。御質問ありがとうございます。

まず、沢田様からの御質問の件ですけれども、こちら、すみません、事業者に詳しく確認しなければいけませんので、詳しくは、また後日、御回答させていただければと思いますけれども、基本的に、各社、利用者の確認というのはしております。なので、本人が使うのか、利用者が使うのか。利用者が使う場合の年齢確認等もさせていただいているんですけども、その際、本人確認まで実施しているかどうかについては、すみません、後日、回答をさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

【大谷主査】 それでは、お手数をおかけしますけれども、各社に御確認いただきまして、例えば利用者の御家族の方の本人確認の手続を取られているか、それから、もし本人確認をされていない場合には、登録された方以外が使わないようにするための防御策ですね、防止策を何か取られているかといったことについて、調べて御回答いただければと思います。

では続けて、星先生の御質問への御回答をお願いします。

【MVNO委員会（井原）】 星様、ありがとうございます。

上限回線数につきましても、各社、それ以上設けて柔軟に対応しているかどうかということについても、個別に確認をさせていただくことが必要かと思っておりますので、こちらも後日、回答をさせていただければと思います。

ただ、MVNOの場合は、結構、システム、多分、その先にある一次MVNOの仕組み等で、そもそもシステム上、上限が5回線というところもあるかと思いますので、仕組みの問題なのか、ルールの問題なのかというところがあるかと思います。これも各社にヒアリングさせていただいて、後日、回答させていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

【星構成員】 ありがとうございます。御方針というところと、技術的に、そもそもそうなっている可能性もあるということですね。それはMVNO様ならではの御事情と、そういう感じですね。承りました。ありがとうございます。御無理のない範囲で調査していただ

ければと思います。

【大谷主査】 それでは、お手数をおかけしますが、よろしくお願ひいたします。

ほかに御質問などございますでしょうか。

それでは、山根構成員、お願ひします。

【山根構成員】 まず、御説明ありがとうございます。ちょっとこの場での御回答は難しいかもしない御質問になるんですけども、今映していただいている資料を拝見すると、大体、上限は5回線で統一しているところが多いかなとは思いつつ、一部、音声SIMとデータSIMで上限の回線数が違ったりするところもあって、この辺りは音声SIMとデータSIMとの間で、利用者のニーズとして、どのぐらいの台数の契約ができるといいんだというところの違いがあったりするのかどうかというあたりを教えていただければと思います。

【MVNO委員会（井原）】 回答、よろしいでしょうか。

【大谷主査】 お願いします。

【MVNO委員会（井原）】 山根様、ありがとうございます。

音声とデータSIMの場合、データSIMの用途が何に使われるかということになってくるかと思いまして、IoT機器であるとか、人が使わないものも含めての回答をいただいている場合がございます。音声は基本的に人が使うということになるかと思うんですけども、データについては機械等が使いますので、そういう意味で利用制限を設けていないとか上限回線数が多いという、これは法人であっても個人であってもですけれども、今回、回答させていただいたのはあくまでも個人ということになるんですが、今、衛星も含めまして、様々な機器にSIMが入って通信ができるという状況ですので、そこを考えますと、データが少し音声よりも契約回線数が多いという理由の一つではないのかなとは考えておるところですが、これも各社に確認したわけではございませんので、後ほど、こちらも各社に確認していけば、6回線以上の事業者には個別ヒアリングもさせていただきたいと思います。

【山根構成員】 大体イメージはつきましたし、御確認いただけるということで、ありがとうございます。

【大谷主査】 ありがとうございます。

それでは、テレサ協の方には御負担をかけるばかりですけれども、本当に知りたいことというか、我々全員が知りたいことですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ほかに御質問ございますでしょうか。

それでは、大丈夫そうな感じでございますので、テレコムサービス協会様、御発表と質問への対応ありがとうございました。

【MVNO委員会（井原）】 ありがとうございます。

【大谷主査】 それでは続きまして、ヒアリングを踏まえて、全体討議に移りたいと思います。

構成員の皆様、意見、コメント等ございましたら、また、チャットに御記入をお願いいたします。

辻構成員、お願いいいたします。

【辻構成員】 すみません。先ほど最初にコメントさせていただきましたけれども、全体を通じて、やはり、私があくまで感じたこととしてコメントさせていただきます。

まず、IoTという文脈については、私、やはり非常に重要だと思っていまして、人の使う回線と、コンピューター、センサー、マシンが使うというのは、やはり分けて考えるべきかなと思っています。例えば、やはり、法人と個人は分けるべきかなと思っていまして、法人と、まず、個人ならサービスをするというのは、今、世の中の動きとして、これはむしろ進めるべき、それを止めるべきではないかなと思っておりまして、そういう意味で、法人がIoTに使われると思われるケースについては、やはり、実際、制限されていない企業さんがいる以上、制限すべきではないのかなと。ただし、以前ここでも議論させていただいたとおり、スミッシング等の攻撃があるので、SMSがありか、なしかで分けるというのは妥当だと思っていまして、SMS等のサービスを使わず、本当にIP通信を可能とするというデータ回線を法人で使う場合においては、制限台数も設けないほうがいいのではないか。私は実際、システム開発であったり、そういった設計に関わることもあるんですけれども、あるとすると、いろいろ問題になる場合があるだろうな。ただし、それについて、安全性を改めて確認したほうがいいというのは事実かと思います。その上で、やはりSMSありに関しては、音声回線と同様、もしくは音声回線も含めて何回線というのを専用に設けてもいいのではないかということがあります。

私、先ほど「5」という数字についてお話しさせていただいたんですけども、やはり事業者さんによっては、サービスの設計に影響がある。実際、現在、複数のキャリアさんが家族割のようなものを設定していて、現実的にきちんと法的に認められた範囲の家族がそれを利用できないとなると、やはりサービスを阻害するような形になって、それを法で制限してしまっていいのかということもありますが、例えばですけれども、「5」という

数字の妥当性が明確に示せないのであれば、今日お話があった全体を通じての例えば「10」というような数字で、再度、その上限数を設定されるというのは検討されてはどうかなと思いました。

ということで、以上が私の感想になります。

【大谷主査】 早速、コメントありがとうございました。法人と個人ということでは、先ほどもTCA様では、個人の利用ですね、1人の方の本人確認をして、その方の名義で契約をする場合の条件ということですので、ひとまず、そちらに的を絞って議論ができればと思っております。

【辻構成員】 承知しました。

【大谷主査】 法人のIoT利用ということについては、10台といった台数ではなく、もっと大量の台数が必要になると思いますので、ひとまず個人の1人分の本人確認によって、何台ぐらいを上限する自主基準を設けるのが適切なのだろうかに絞って議論したいですね。コメントありがとうございました。

それでは、ほかの構成員からも御意見をいただいてまいりたいと思います。

先ほど辻構成員からは、SMS付きのデータSIMについて、何らかの基準についての賛同意見をいただいたところですが、沢田構成員からチャットで御意見をいただいておりまして、こちらも私が代読をさせていただきます。

ニーズに応じた様々なサービスは、すばらしいと思います。ただ、犯罪に使われることは避けなければいけないので、多数回線の契約のハードルを少し上げることも考えてよいかと思いました。

利用者にやってほしくないことを規約に明記して注意喚起することで防げるものもあります。重い確認が負担であれば、そのハードルを上げるという意味で、誓約書にサインをしていただくというようなことも選択肢ではないかという御趣旨かと思います。

それでは続きまして、鎮目構成員から手を挙げていただいておりますので、御発言をお願いいたします。

【鎮目構成員】 ありがとうございます。

先ほどの辻先生が仰ったデータSIMに関しては、やはり、SMS付きかSMSなしかの間に線を引く必要があるというのは、全くそのとおりかなと私も感じております。SMS付きでしたら、音声SIMと同様に、特殊詐欺などに使われるというリスクはあるわけですが、少なくとも、現状ではSMSがないデータSIMに関しては、そういうリスクがあるということは

指摘されていないと理解しておりますし、ちょっと調べたところでは、データSIMに関しては、辻先生も御指摘があったIoT機器で様々な利用の可能性があるようです。例えば、農業などにもデータSIMが組み込まれたIoT機器が使われるということもあるようですので、法人に限らず、個人の場合であっても、これを同様に制限してしまいますと、様々なイノベーションの可能性を封じてしまうということもあると思われます。当面、事業者さんの自主ルールにお任せするとしても、データSIMのうち、SMSがついていないものに関するルール化については、慎重なほうがいいのではないかということを私も感じております。

すみません、以上です。

【大谷主査】 ありがとうございました。

それでは順繰りに御発言いただこうと思いますが、中原構成員、よろしくお願ひいたします。

【中原構成員】 3番目の論点、すなわち役務提供拒否との関係の明確化についてコメントいたしますと、事務局資料の8ページで関連規定として挙げていただいたとおり、電気通信事業法は、121条1項において、認定電気通信事業者に対して、電気通信役務の提供に係る契約の締結義務を課しています。これは契約自由の原則、の中でも契約を締結しない自由に対する例外であって、人々の生活・営業における電気通信役務の重要性に鑑みて、締約強制を課しているものです。そうは言っても、正当な理由がある場合には契約締結を拒むことができる事が、ほかの同種の規定と同様に定められているわけですけれども、この正当な理由というのは、締約強制を覆すほどの重要性、公益的な要請というのがあるのでなければならないと考えるのが自然かと思います。

携帯電話不正利用防止法の11条は、正当な理由が典型的に認められる場合を列挙したと理解することができます。そこに挙げられたものを見ますと、本人確認に応じないであるとか、無承諾で端末設備等を譲渡するであるとか、まさに、この法律が正面から規制の対象としている事柄が挙げられています。言わばブラックリストであり、個別具体的な事情に照らして、その正当な理由があるか否かというのを判断する必要のない、典型的に悪性が高い行為を列挙したものであるということができます。

これらと比較しますと、多数台契約それ自体は、そもそも現状、この法律、その他の法律で規制されているわけではなくて、また、規制するにしても、現状では、先ほどの事業者団体様のプレゼンテーションにあったように、一律に排斥すべきではないケースというものもあるように思われますので、すぐに同じ強度での規制ということにはならないでしょ

うから、単純に、この11条のリストに新たに多数台契約を加えるというのは、少なくとも、現状では、やや難しいようにも思います。

もちろん、電気通信事業法は、正当な理由があれば拒むことができるとしているのみでありますので、典型的なブラックリストによらなければならないという必然性はありません。グレーリストと言うべきかもしれませんけれども、多数台契約について、これこれこういう事情があれば契約締結を拒むことができる、あるいは、これこれこういう事情がなければ契約締結を拒むことができるというようなことを定めるという手法は考えられるところです。最も、この手法については、これこれこういう事情がなければ、あるいは、これからこういう事情があればという部分をきちんと具体化して、それによって事業者に判断の指針を与えて、危険性は認められない多数台契約が排除されないようにする必要になるものと思います。

以上は法律に手を加えるならばという前提のお話でしたけれども、今申し上げたような対応は、法律によらずに、正当な理由についての解釈指針を示すなどの方法でも実現することができるのかなと思います。いずれにしましても、その正当な理由というのを携帯電話不正利用防止法11条に限定する必要性はないということは確認すべきでありますけれども、それと同時に、どのような手法を取るにせよ、規制の前提として、多数台契約にどれだけ悪用リスクがあって、また、それはどのような指標によって判別されるのかということを明確にしていく必要があろうかと思います。この点は、4番目の論点、すなわち一律の上限契約台数制限を考える際にも重要になってくると思います。

以上です。

【大谷主査】　コメントをいただきまして、ありがとうございました。

続きまして、星構成員からも御意見いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【星構成員】　ありがとうございます。星でございます。度々申し訳ございません。

全体的な議論の流れについて、私自身も全く異を挟むものではなくて、要するに、この問題は、悩ましいのが、片方ではIoT利用なんかも含めた多数台利用の正当な展開というものがあり得る一方で、それが犯罪への悪用にも使われてしまう、このもろ刃の剣をどう調整していくのかということに尽きるのだろうなと思います。その際、こういう言い方がいいのかどうかよく分からんのですが、やはり、原則と例外の設定の仕方というところで、原則、特に多くの契約者の方は、いきなり10台持たなければいけないというニーズが

そんなに多いとは思われない中で、10台オーケーですよとしつつ、ただ、犯罪利用が疑われる場合にはその台数を制約しますという形がいいのか、それとも、やはり基本は5台までという形にして、それ以上使わなければならぬ正当な理由がある場合には、「それを御説明いただけますか、そうであればその台数に以上応じますよ」という、そちらの方の例外という形にするのか。これも結局は、マーケットのニーズの問題と、提供される側の対応可能性というところを考えていくことになるんだろうなとは思うわけですけれども、やはり、原則と例外の該当事由みたいなものを代理店さんなんかも含めて判断せよというのはなかなか難しいというところも恐らくはおありかと思います。けれども、私は、どちらかといえば、やはり安全係数を高めにしたいと思っていて、「こういう場合には犯罪利用が疑われるから応じられません」という形だと、やはり見過ごされてしまうものがたくさん出てしまうのではないかというところを懸念します。むしろ、正当な理由があるのであれば原則以上の台数を認めますよという方式ですね。ただ、それが代理店さんで判断できないということであれば、事業者さん本体といいますか、本社で御対応くださいみたいな形のほうが、やはり、このバランスを取るためにも望ましいのではないかというところを私自身はちょっと感じたということは一言コメントさせていただければと思います。すみません、長くなりましたけれども、私からは以上です。

【大谷主査】　コメントをいただきまして、ありがとうございます。

続きまして、山根構成員からもお願ひいたします。

【山根構成員】　ありがとうございます。

僕もここまで議論の流れについては基本的に賛同するところでして、個別にコメントさせていただきたいのは、まず、現在の業界ルールの進展状況の評価という1点目のところでいいますと、TCAさんで御発表いただいた、原則として5台の上限を設けつつ、お客様の事情を個別確認した上で例外的な契約を認めるという運用を実施しているところは、バランスの取れた対応になっているのではないかとは思っております。他方で、業界の自主基準が浸透し切っているかというと、必ずしもそうではないのかなという印象を受けましたので、そこは浸透を図っていく、そこを後押ししていく必要はあるのだろうと思ったところでございます。その方法として、この3点目に書かれているような役務提供拒否との関係を明確化するというところは一つあり得るアプローチかなと思いました。

法律上定めるかどうかというところは、先ほどの中原先生の御指摘に、なるほどなと思ったところでして、確かに、そこまでできるのかというのには慎重に検討する必要があるの

かなとは思いましたけれども、解釈の明確化で対応できるのであれば、それでいいと思いますし、1つ、現状の業界ルールの後押しの仕方としては十分あり得るところかなとは思った次第でございます。

以上になります。

【大谷主査】　コメントをいただきまして、ありがとうございました。

それぞれの論点について、皆様から御意見をいただいておりますけれども、これまでのところの御意見を受けまして、事務局にも整理をお願いしたいと思いますけれども、コメントについての事務局なりの受け止めなどについて、コメントいただけるようでしたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【田中利用環境課課長補佐】　構成員の皆様、いろいろと意見いただきまして、ありがとうございました。

まず、今回想定しているケースですけれども、最初にありましたとおり、利用者と法人と分かれておりまして、今、利用者の想定で一旦議論していただいているのかなと思っております。

業界ルールの進展状況ですけれども、まさにTCAの御発表いただいたところとMVNO委員会の御発表いただいたところで、制限の台数は大分揃ってきてはいるけれども、最後の後押しについて、どうするべきなのかというところがまさに問題になっているのかなと思っています。

3点目に提示させていただきました点については、先ほど山根構成員と中原先生、あと星先生からもいただいたとおりですので、こちらでも検討を進めたいなと思っているところでございます。

一律に台数の制限をしていくということに関しては、さすがに複数台契約も正当な利用があるというような御指摘もあったのかなと思っておりますので、その手前で事業者の取組を最大限後押しするような何かができるのかというところで、事務局で考えさせていただきまして、また、21日に、論点整理したものを御提示できればと考えているところでございます。

【大谷主査】　田中さん、どうもありがとうございました。

先ほど、テレコムサービス協会様に、実態面でのさらなる調査というか、御確認をお願いしたところでもございまして、特にシステムでの対応で、どうしても、ある程度、硬直的な対応にならざるを得ないというようなケースも想定される場合があるということでした

たので、そういった実態を踏まえつつ、やはり、データSIMについての自主基準という業界ルールを自主的に整備していただくことを基本的に後押しをするというのは、全体に理解というか、必要性が認識されたところだと思いますが、その後押しの仕方ということで、さらに次回にかけて、検討を深めていければと思っております。

私自身ちょっと気にしているのが、1人の方についての本人確認のみで、その方の名義で複数台といったものの上限が場合によっては適用されていない領域があるとすると、そこに潜む危険に対して十分に対応ができていなかったのではないかという問題意識がございまして、それについて、役務提供拒否に一足飛びに行くのかというと、もちろんそうでもないと思いますけれども、十分に整理しながら、実態を踏まえて検討していく必要があるかと思います。

私がちょっとしゃべってしまったんですけれども、追加でコメントをくださる構成員の方、いらっしゃいますでしょうか。おりましたら、チャットに書き込みをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、おおむね御意見が出尽くしたものと思います。

それから、TCA様も、タイムスケジュールも含めて、検討の俎上に乗せてくださるということでもありますので、議論の進展を横目で見つつ、また、テレコムサービス協会様からいただいた実態面での補足説明などを含めまして、次回に向けて、事務局には御準備をお願いしたいと思います。

それでは、時間の関係もございますので、この辺りで討議を終了させていただければと思います。多岐にわたる論点について、非常に活発な御議論、それから貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

そして、今日の議論を踏まえて、次回のワーキンググループで、このテーマについては、引き続きの議論を進めていくということにしたいと思います。

それでは最後に、次回の会合について、事務局から御説明をお願いいたします。

【田中利用環境課課長補佐】 次回会合は11月21日を予定しておりますが、詳細につきましては、別途、御案内いたします。

以上です。

【大谷主査】 ありがとうございます。

それでは以上をもちまして、不適正利用対策に関するワーキンググループの第11回会合を終了させていただきます。

皆様、本日はお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございました。